

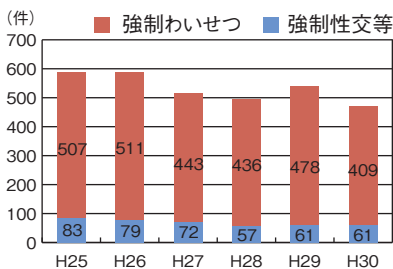
## 性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)・痴漢

### 主な手口や特徴

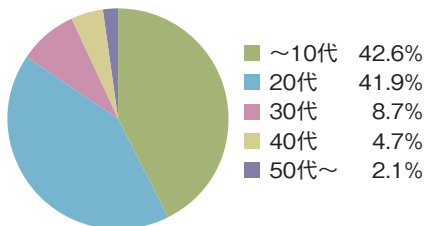
- 性犯罪(強制性交等と強制わいせつ)は平成30年中、470件で前年と比べると69件(12.8%)減少しています。
- 性犯罪は、住宅(※)や路上で痴漢が発生しやすい混み合う電車のドア付近発生が多く、痴漢被害のほとんどは電車内で発生しています。
- 16～18時の通勤通学時間帯、20～2時の深夜帯に多発しています。
- 痴漢は決して軽微な犯罪ではありません。「大したことじゃないから…」と泣き寝入りすることは、痴漢を野放しにし、犯行の悪質化を招きます。警察・駅員に相談しましょう。



性犯罪被害発生状況



性犯罪被害者年代別(平成30年中)



※住宅とは、一戸建て住宅とアパート・マンション等の集合住宅を言います。住宅の範囲は、一戸建て住宅には敷地内、集合住宅には階段や踊り場、駐車場敷地内を含んでいます。

## 被害を防ぐためには

### 路上では

- スマートフォン、携帯電話の操作、音楽を聞きながら歩く「ながら歩き」はやめましょう。
- 夜間は人通りの多い、明るい道を通りましょう。時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- 深夜の独り歩きはさけ、タクシー等を利用しましょう。
- 防犯ブザーを外から見えやすく、すぐ使えるところにつけましょう。



### 自宅では

- 日中も玄関の戸締りをしておきましょう。
- 就寝前は、ドアや窓は完全に施錠しましょう。
- 見知らぬ人が来たら、不用意にドアを開けずに、ドアチェーンをしたまま対応しましょう。
- 心当たりのない宅配便は、どこから送られてきたのか、ドアを開ける前に確認しましょう。
- 玄関に男性の靴を置いたり、ベランダに男性の衣類を干すのも有効な対策です。



### 電車では

- 被害にあったら、犯人をにらむ、声を出す、手をはらうなど、「イヤ」という意思表示をしましょう。
- 110番通報、駅員を呼ぶ、周囲の協力を求めるなどして複数人で対応するようにしましょう。
- 防犯ブザーを活用しましょう。埼玉県アプリ「ポケットブックまいたま」では、防犯ブザーや痴漢撃退ライトが使えます。（詳しくは44ページへ）

# ストーカー・DV (ドメスティック・バイオレンス)

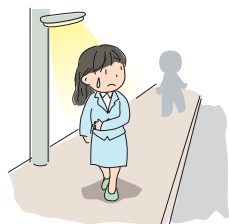
## ストーカーとは

被害者につきまとう等して不安を与え、生活の安全と平穩を害するとともに、エスカレートしてくると、被害者の生命、身体、自由、名誉に対して危害を与える危険性の高い行為をする者のことです。

## つきまとい等とは

恋愛・好意の感情やそれが満たされなかったことに対する恨みの感情で、相手やその家族などに対して、次の行為を行い、相手に不安を感じさせることを言います。

- ①つきまとい・待ち伏せ・見張り・押し掛け・うろつく行為、
- ②監視していると告げる行為、
- ③面会・交際等の要求、
- ④粗野・乱暴な言動、
- ⑤無言電話、連続した電話・FAX・電子メール（SNSを含む）の送付、
- ⑥汚物などの送付、
- ⑦名誉を傷つける行為、
- ⑧性的羞恥心の侵害



## DVとは

配偶者、内縁や同棲関係など親密な間柄で行われる暴力行為を言います。男性、女性を問いません。暴力には、身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力があります。

## 加害者を引き離してほしいとき

裁判所が被害者の申立てにより、加害者に対して「保護命令」を発令します。

\*身体的暴力（生命、身体に対する脅迫を含む）を受けた被害者が、更なる身体的暴力により、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に限ります。

### 【保護命令の種類】

#### ● 被害者への接近禁止命令（6か月間）

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

- 被害者の子又は親族等への接近禁止命令（6か月間）  
 被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。
- 退去命令（2か月間）  
 加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるとともに、家の付近をはいかいすることを禁止する命令です。
- 電話等禁止命令（6か月間）  
 被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

## 被害を防ぐためには

- ストーカー被害では、公共料金明細書などは細断して廃棄するなど、自分の個人情報の管理を徹底しましょう。  
 また、スマートフォン等を他人に操作させないようにしましょう。
- DV被害では、避難場所は親しい人にも伝えてはいけません。
- 相手からの申し出に対しては、断固拒否しましょう。
- 防犯ブザー等の防犯機器を持ち歩きましょう。
- 被害に遭ったら、些細なことでも、「いつ、どこで、どんな被害を受けたか」を記録（メモ）しておきましょう。
- 相談窓口は47、48ページを参照してください。

## 知っていますか？デートDV

DVは、大人だけでなく、大学生や高校生など、交際する者同士の間でも起きています。この交際相手からの暴力を「デートDV」と言い、男性も女性も被害者になる可能性があります。

### デートDVチェックリスト

- バカにされる       大声で怒鳴られる       無視される
- 他の人と仲良くしていると責められる       メールをチェックされる
- メールの返事をすぐに返さないと怒られる
- 他の人とのつきあいを制限される
- 殴ったり、蹴ったり、髪の毛を引っ張ったりされる

ひとつでもチェックがついたら、相手との関係が対等ではない可能性があります。デートDVを受けているかもしれません。

信頼できる人に相談しましょう。専門の相談機関もあります。

# AV 出演強要・JK ビジネス問題

## ● AV（アダルトビデオ）出演強要

「モデル・アイドルになりませんか」「高収入アルバイト」などモデルやアルバイト等の勧誘を装い、若い女性が性的な被害を受ける問題が発生しています。

困ったときは一人で悩まず、最寄りの警察署若しくは専門機関へ相談しましょう。（P47、48参照）

## 相談事例

- ・街中で「モデルになりませんか」と勧誘され、ついて行ったら財布等を取り上げられ、男数人に囲まれてAVに出演する契約を強要、出演させられた。
- ・インターネット上でモデルの募集に応募したところ、実はAVの撮影、出演だった。
- ・タレント契約をしたつもりが、AV撮影だった。断ったところ違約金や賠償金請求された。

## 被害を防ぐためには

- ・モデルやアルバイトに勧誘されてもその場で決めず、相手の連絡先を聞き、一度家に持ち帰って家族や友人に相談して考えましょう。
- ・相手に学生証などの身分証明書は絶対に渡さないようにしましょう。
- ・契約書にサインを求められても、その場でサインせず、自宅へ持ち帰るようにしましょう。

## ● JK ビジネス

女子高校生によるマッサージや会話等の接客サービスを売り物とする営業が見られ、「JK ビジネス」と呼ばれています。問題のないアルバイトに思えても児童買春やストーカー等の被害に遭うケースがあり、大変危険です。

## 被害事例

- ・ 「リフレ」…耳かきや添い寝をするだけのバイトなのに、服を脱がされ、身体をさわられた。
- ・ 「撮影」……胸や下半身を強調する姿勢を撮影させられた。
- ・ 「コミュ」…おしゃべりするだけと言われたのに、個室に連れて行かれ性的な行為を強要された。

## 被害を防ぐためには

- ・ 学校の友人などから高収入のアルバイトを紹介されても、同意せずに断りましょう。
- ・ 「アイドルになりませんか」等、しつこく勧誘されても「イヤです」、「できません」と、はっきりと断りましょう。
- ・ 相手に SNS のアカウントやメールアドレス等の個人情報は、絶対に教えないようにしましょう。